

新潟県胎内市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成 30 年 2 月現在における胎内市の行政区域とする。

面積は 26,489 h a である。

本区域は次の区域を含むものであるため「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区
 - ・自然公園法に規定する国立公園
 - ・自然環境保全法に規定する新潟県自然環境保全地域
 - ・自然公園法に規定する県立自然公園
 - ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- なお、次に挙げる区域は本区域には存在しない。
- ・自然公園法に規定する国定公園
 - ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地
 - ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地区域及び自然環境保全地域
 - ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
 - ・自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域
 - ・シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等

（区域図は「別紙 1」参照）

（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

胎内市は、新潟県の北東部に位置し、県都新潟市から 40 km、東には飯豊連峰が、西には日本海が広がっている。飯豊連峰を源とする母なる川「胎内川」を中心に市域が形成されており、上流部は四季折々の渓谷美に彩られるほか、扇状地には緑の優良農地が、また河口を中心に広がる海岸線は 15 km に及び、それと平行して砂丘と松林が広がっている。

本市の総面積は 264.89 平方 km で、気候は日本海気候に属するが、日本海に面した海岸地域では、安定的な風が吹くことから降雪量も少なく、生活及び流通機能に大きな支障が出ることはほとんどない。年間の日照時間は、太平洋側と比較するとやや少ないものの、日射量は同等であり、年間を通して安定した気候の地域である。

②インフラの整備状況

平成 14 年 10 月に開通した日本海東北自動車道中条 I.C を中心として、東に国道 7 号線、西に国道 113 号線が平行しており、その 3 つを一本で結ぶ県道中条インター線がアクセス道として整備されており、首都圏、関西圏、東北圏とのアクセスが確保されている。また、本市から新潟東港へは約 30 分、新潟空港へは約 40 分と、国内はもとより

国際的な玄関口とのアクセスも短時間で行える環境にある。

さらに、地域内においては、大区画（総面積 94.5 h a、工場用地面積 76.0 h a）で既に造成済みの「新潟中条中核工業団地」（事業主体：新潟県）があり、中でも鴻の巣地区においては、胎内川の伏流水を活用し、豊富で良質な工業用水が低価格（20 円／m³）で給水可能となっている。

③産業構造

現在の産業構造としては、就業人口（平成 27 年国勢調査報告）に占める第 1 次産業の割合が 10.3%（全国 3.8%）、第 2 次産業の割合が 35.5%（全国 23.6%）と全国平均より高く、農業と工業に特化している。工業では、株日立産機システム、株ヨシデン、大根田電機株などの電気機械器具製造業、及び桂川電機株、株三進製作所などの生産用機械器具製造業と、株クラレ、水澤化学工業株などの化学工業が従業員数、製造品出荷額とともに多く、ここ近年は、マルイ工業株、日立オートモティブシステムズなどの自動車部品製造業や株ジャムコ、株サンエコー、株アイテック、三友工業株などの航空機部品製造業が属する輸送用機械関連産業の集積が進んでいる。その他では、J X 石油開発株（原油・天然ガス鉱業）、株リード（研磨材・同製品製造業）など多彩な企業が集積している。食料品関連産業の生産工場としては、株栗山米菴ファクトリー中条工場（米菴製造業）、新潟製粉株（製粉業）、株小国製麺（めん類製造業）、株増子（野菜漬物製造業）、日本海乙ヨーポレーション株（清涼飲料製造業）などもあり、胎内川の清流を活用した基幹産業の農業に加え、県北の工業都市としての基盤を確立し、数々の企業製品が誕生している。

また、豊かな自然を利用したスキー場、リゾートホテルなどが整った観光都市でもある。

④人口分布の状況

胎内市の人口は、29,815 人（平成 29 年 11 月 30 日現在）で、就業可能世代の人口内訳は、20 代 2,573 人（8.63%）、30 代 2,984 人（10.01%）、40 代 3,621 人（12.14%）、50 代 3,721 人（12.48%）となっている。

⑤高等教育機関

平成 30 年 4 月に開学する新潟食料農業大学の胎内キャンパスでは、「食」と「農」と「ビジネス」を一体的に学ぶことができる「食料産業学部」が創設され、地域の基幹産業である農業及び食料品関連産業の人材育成及び産学連携の拠点となることが期待できる。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本地域は、雇用数の約29%、売上高の約52%、付加価値額の約41%が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている。本市の地域資源である地下水や活性白土などを有効活用した企業が集積していることを背景に新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用創出を行う。具体的には、本市の良質で豊富な農産物を利用できる食料品関連産業を集積し、地産地消を進め、地域の雇用創出や農業との連携を図ることで、地域の活力が向上することを目指す。また、ここ近年は、成長性の高い航空機産業の集積も進んでおり、本地域における主要産業に成長してきているため、今後も積極的に関連企業の進出を促すとともに既存立地企業の生産性向上を進め、質の高い雇用の創出を実現する。

これらの製造業における質の高い雇用創出が、域内の雇用者数の約48%を占める建設業、卸売・小売、サービス業等の他産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的效果の目標

国において、地域経済牽引事業の促進により「3年間でGDP5兆円増加（名目GDP538兆円の0.93%増加）」を目標としていることを踏まえ、本市における経済規模等に応じ、「促進区域で全産業付加価値額4億8千3百万円増加（全産業付加価値額483億円の1%増加）」を目指す。

【経済的效果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一千万円	483 百万円	

(算定根拠)

地域経済牽引事業による付加価値創出額

$$= 483 \text{ 億円} \times 1\% = 4.83 \text{ 億円}$$

※483億円は経済センサス活動調査（平成24年）における全産業付加価値額

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（1）～（3）の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値增加分が3,628万円（新潟県の1事業所当たり平均付加価値額（経済センサス活動調査（平成24年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的效果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で3%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で3%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で2%増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で5%増加すること

なお、(2)、(3)の指標については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

後項(3)記載の各地番で構成する各工業団地を重点促進区域に設定する。

(区域図は「別紙3」、「別紙4①」、「別紙4②」、「別紙4③」参照)

①【新潟中条中核工業団地】〈鴻ノ巣地区〉

概ねの面積は、55.2haである。

本区域は、市内のほぼ中央の位置し、堅固で平坦な地盤に大規模用地の確保がしやすく、豊富で良質な（硬度11な）工業用水（日量7,000m³）を低価格（20円/m³）で給水することができることから複数の食料品関連産業や航空機関連産業が集積している工業団地である。日本海東北自動車道中条ICや国道7号線、113号線と良好なアクセスを有し、日本海側唯一の中核国際港湾である新潟東港にも近接するなど、交通インフラが充実した場所である。

以上のことから、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進させることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

②【黒川南工業団地】

概ねの面積は、4.5haである。

本区域は、市内の観光エリアに近接し、航空機関連企業が立地している。国道7号線と良好なアクセスを有し、東北エリアとの物流拠点として最適な場所である。

以上のことから、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進させることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

③【坂井工業団地】

概ねの面積は、2.2haである。

本区域は、市内山間部の観光エリア内に位置し、堅固な地盤を有することから精密機械関連企業が立地している。国道290号線と隣接しており、良好な交通アクセスを有している。

以上のことから、本区域において地域経済牽引事業を重点的に促進させることが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(2) 区域設定の理由

設定した各区域は、工業団地として造成済みであり、工場適地としてすぐに事業用地として活用することができる。

①【新潟中条中核工業団地】〈鴻ノ巣地区〉

区域の設定に当たっては、日本海東北自動車道中条ICや国道7号線、113号線と良好なアクセスを有し、日本海側唯一の中核国際港湾である新潟東港にも近接するなど、交通インフラが充実した場所であり、堅固で平坦な地盤に大規模用地の確保がしやすく、豊富で良質な（硬度11な工業用水（日量7,000m³）を低価格（20円/m³）で給水することができることから複数の食料品関連産業や航空機関連産業が集積しており、工場立地法の特例を活用するため、重点的に支援を行うべき区域として、それぞれ重点促進区域を設定することとする。

②【坂井工業団地】

区域の設定については、国道7号線と良好なアクセスを有し、東北エリアとの物流拠点として最適な場所であり、航空機関連企業が集積していることから、工場立地法の特例を活用するため、重点的に支援を行うべき区域として、それぞれ重点促進区域を設定することとする。

③【坂井工業団地】

区域の設定に当たっては、国道290号線と隣接しており、良好な交通アクセスを有し、堅固な地盤を有することから環境・エネルギー分野での新たな事業展開も期待できることから工場立地法の特例を活用するため、重点的に支援を行うべき区域として、それぞれ重点促進区域を設定することとする。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

【新潟中条中核工業団地】〈鴻ノ巣地区〉

胎内市清水 9-7、9-106、9-107、9-109、9-111、9-112、9-113、
9-114、9-115、9-117、9-118、9-119、9-120、9-123、
9-124、9-125、9-126、9-127、9-141、9-142、9-143、
9-144、9-145、9-148、9-149、9-150、9-152、9-153、
9-154、9-155

【黒川南工業団地】

胎内市黒川字道上 50-1、51、52、53、54-1、54-2、54-3、55、56、57、
58-12、69-1、69-2、73-1、74-1、75-1、76-1、
77-4、78-1、78-3、90、91、96-7、96-16

【坂井工業団地】

胎内市坂井字中沢 627-1、2632-36、2632-46、2632-47、2632-48、2632-55、
2632-56、2632-57

設定する区域は、平成 29 年 11 月 30 日現在における地番により表示したものである。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①胎内市の特産物である米粉を活用した食料品関連分野
- ②胎内市の航空機産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ③胎内市のメガソーラー発電や風力発電を中心としたエネルギー関連産業の集積を活用した環境・エネルギー分野

(2) 選定の理由

- ①胎内市の特産物である米粉を活用した食料品関連分野

本市の中央部には胎内川が縦断しており、水田を主とした平坦地と海岸近くには広大な砂丘地を利用した砂丘畑が広がっている。このような地理的特性を活かして、平坦地では水稻を主体とした農業が盛んに行われている地域である。

このようなことから本市では、平成 10 年に新潟製粉㈱が日本で初めて微細米粉製造専用工場を竣工し、米粉の製造・普及にいち早く取り組んできた「微細米粉発祥の地」であることから、米粉用米の生産が広がった。胎内市における平成 29 年度の新規需要米（米粉用米）の生産量は 1,182 t（作付面積 226 ha）である。全国 28,331 t のうち新潟県の生産量は、13,319 t で全国 1 位であり、続いて 2 位埼玉県（2,945 t）、3 位栃木県（1,714 t）となっており、胎内市の生産量（1,182 t）は、5 位の群馬県（1,120 t）を上回っており、全国の約 4.17% を占めている（農林水産省公表の新規需要米取組計画認定状況より）。

市内では、新潟製粉㈱をはじめ、㈱タイナイ、小国製麺㈱など米粉の製造及び加工を行う企業が立地し、米粉を活用した多様な商品が開発されていることから、平成 29 年 6 月には「胎内市米粉の普及に関する条例」も制定され、毎月 4 日を「胎内市米粉の日」、11 月 17 日を「胎内市微細米粉発祥記念日」と定めて、市内の飲食店等 29 店舗で PR イベントを開催するなど、米粉を中心とした食料品関連産業の振興が図られている。

また、新潟県では、食料自給率向上のため、小麦粉消費量の 10% 以上を米粉に置き換える「R10 プロジェクト」を展開している。

このように、胎内市の特産物である米粉を活用した食料品関連分野において、地域経済牽引事業の促進を図っていく。

②胎内市の航空機産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本市では、堅固な地盤で整備された大規模用地を提供できる環境が整っていることから、平成26年度に㈱ジャムコが立地したことをきっかけに、㈱中央シオノヤ、㈱サンエコー、㈱アイテック、三友工業㈱など7社の関連企業が相次いで立地し、他の地域と比べて本市においては急速に航空機部品製造業の集積が進んだことにより、325名の雇用が創出され、本市の製造業従業員数（約3,600名）の約8.33%を占める高い割合となっており、本地域における主要産業となっている。全国の航空機関連産業従業員数は、27,762名（経済産業省 生産動態統計年報より）であり、胎内市における雇用は、その約1.17%に相当し、27,762名を全国市町村数1,718で割り返した1市町村当たり平均約16名と比較すると約20倍の雇用が創出されている。

航空機産業は、最終製品に至るまでの部品点数が多いことから経済波及効果も高く、雇用創出効果も高いことから、地域経済牽引事業の創出を図る。

③胎内市のメガソーラー発電や風力発電を中心としたエネルギー関連産業の集積を活用した環境・エネルギー分野

本市の年間日照時間は太平洋側と比較するとやや少ないものの、日射量は同等であり、年間を通して安定した太陽光発電事業が行えることから、㈱ウエストエネルギーソリューション（2.5ha、1.5メガワット）、NHネクスト㈱（18.2ha、10.2メガワット）、㈱銀座コリドー（2.1ha、1.2メガワット）などのメガソーラー施設が集積し、太陽光発電事業が進行している。

また、海岸地域では安定的な風が吹くことからJEN胎内ウインドファーム㈱（10基、20メガワット）の風力発電施設が稼働しており、新潟県全体（21基、27.315メガワット：NEDO公表の「日本における風力発電設備・導入実績」より）のうち、基数の約48%、総出力の約73%を占めている。全国の風力発電2,203基、約3,356メガワットを全国市町村数1,718で割り返した1市町村当たり平均約1.28基、約1.954メガワットと比較すると胎内市における風力発電は、基数で約8倍、総出力で約10倍となっており、今後も太陽光発電事業と併せて増設・新設が期待できる。

さらに、本市では、昨年度新潟県が行った洋上風力導入に向けたポテンシャル調査の結果によれば、胎内市沖も適地であることが示されていることから、導入を検討するプロジェクト会議を開催し、推進の可否を検討している。

環境・エネルギーの革新的な技術開発・研究には、多くの企業が関連しており、新たな展開と更なる事業拡大も見込まれるため、環境・エネルギー分野の企業活動に対しても積極的に支援し、地域経済牽引事業の促進を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切に事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で、本地域の強みを生かした事業者を後押しする。

(2) 制度の整備に関する事項

①固定資産税の課税免除

胎内市は、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件（下記③で詳細説明）を課した上で、固定資産税の課税免除に関する条例を制定している。

②不動産取得税、県固定資産税、法人県民税、事業税軽減措置の整備

新潟県は、地域経済を牽引する事業及び成長分野への投資促進を図るため、一定要件のもと県税（法人県民税、事業税及び不動産取得税等）の軽減措置を講ずる条例を制定している。

③企業立地に関する各種優遇措置制度の整備

胎内市は、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、企業立地に関する優遇措置制度を下記の内容で整備している。現在の要件等について、地域経済を牽引する事業者の活用も踏まえて改正も視野に入れながら検討していく。

優遇措置指定対象企業（奨励企業）

指定対象	工 場	物の製造、加工又は修理を行う施設
	事務所	物の販売及びサービス業、運輸、通信、倉庫、梱包、建設業等
規 模	土地・建物（付属設備）及び償却資産の取得価格が 2,300 万円を超え、常用雇用者 の増加人数がそれぞれ、新設 5 名、増設・移設 3 名以上	

1. 固定資産税の課税免除

期 間	5 年	新潟中条中核工業団地及び市営工業団地に立地した企業
	3 年	上記以外の市内に立地した企業

2. 用地取得助成金

助 成 額	用地取得費の 15%以内の額、限度額 1 億円（5 年間の分割交付） ※ 市経済への波及効果により、限度額を超えて助成する場合もあり (大規模取得対応)
対象区域	・新潟中条中核工業団地 ・市営工業団地（黒川南、坂井）
対象業種	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業 その他上記に類する業種で市長が特に認めるもの
交付要件	1. 用地取得面積が 7,000 m ² 以上

	2. 当該企業の建築面積が用地取得面積の概ね 10%以上 3. 当該用地取得後、3 年以内に事業を開始 4. 事業開始後、10 年間連続して事業を営み、その間に転売しない
--	---

3. 用地賃貸助成金

助成額	賃貸借した用地の固定資産相当額を 5 年間
対象区域	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟中条中核工業団地 ・市営工業団地（黒川南、坂井）
対象業種	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業 その他上記に類する業種で市長が特に認めるもの
交付要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象区域に立地するための土地賃貸借契約を締結 2. 賃貸借契約後、3 年以内に事業を開始

4. 雇用促進奨励金

奨励金額	新規雇用者 1 名につき 10 万円、限度額 500 万円の 1 回限り
交付要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市内在住の新規雇用者数 新設 10 名以上、増設 5 名以上、移設 3 名以上 2. 奨励企業の指定を受けた日から事業開始後 90 日の間に雇用し、1 年以上継続

5. 工業用水道使用料助成金

助成額	基本使用料金の 20%、年間限度額 100 万円の 5 年間
対象区域	新潟中条中核工業団地（鴻の巣地区）
交付要件	50 m³/日以上の工業用水道の供給を受けていること

④地方創生関係施策

平成 30 年度～令和 5 年度の地方創生推進交付金を活用し、次の支援施策の実施を予定している。

- ①特産物である米粉を活用した食料品関連分野において、設備投資、社会基盤・産業基盤整備等による事業環境整備、製品・技術開発、企画・デザイン力向上、販路開拓、生産性向上、人材育成・確保、インターンシップ等の支援施策の実施を予定している。
- ②航空機産業の集積を活用した成長ものづくり分野において、設備投資、社会基盤・産業基盤整備等による事業環境整備、製品・技術開発、生産性向上、人材育成・確保、インターンシップ等の支援施策の実施を予定している。
- ③メガソーラー発電や風力発電を中心としたエネルギー関連産業の集積を活用した環境・エネルギー分野において、設備投資、社会基盤・産業基盤整備等による事業環境整備、製品・技術開発、企画・生産性向上、人材育成・確保、専門家派遣、产学研連携、事業環境 P R 等の支援施策の実施を予定している。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①胎内市が保有するデータのオープン化

経済の活性化・新事業の創出に資するため、胎内市が保有する各種データを情報公開条例に基づき、公共データを公開・提供する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

法第15条に基づく事業者からの事業環境の提案に対応するため、胎内市商工観光課に相談窓口を設置する。

事業環境の提案を受けた場合は、市関係部局及び新潟県等関係機関と検討した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①新潟県との連携

各種規制事項を始めとして、地域経済牽引事業に関する手続については、新潟県と胎内市の双方に関係する事項も存在するため、両者が緊密な連携と適切な役割分担を図りながら対応する。

②事業開始後の支援継続（フォローアップ）

拠点整備や設備投資等の後も継続的に地域経済牽引事業が実施されることにより、他の事業者等を含め地域に波及効果がもたらされるよう、既存企業や新規誘致企業を問わず、継続的なフォローアップを実施し、新たな課題やニーズ等への迅速な対応を行う。

③事業承継支援

地域経済牽引事業の直接の実施主体である中核企業のみならず、取引先や関連企業が安定して事業継続することも不可欠である。このため、後継者不足等の理由によって、これらの企業の事業継続が困難になることがないよう、国の施策と連携しながら地域において事業承継・事業再編の重要性やそれらに対する支援等についての周知を行う。

④技術支援等

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域の企業の技術力の向上等により、競争力の向上や新分野への進出を促進することが重要である。このため、国の施策を活用しながら、大学・新潟県工業技術総合研究所等の研究機関等と連携して研究開発や販路開拓等を支援する。

⑤省エネルギー取組の推進

地域経済牽引事業を行う事業者が、エネルギー管理による設備の最適制御や高効率な設備導入等の省エネルギー取組を行うことは、コスト削減や生産性向上を通じて事業者の競争力強化に繋がり、当該事業の継続的実施に資することとなる。このため、国の施策も活用しながら、地域に根ざした省エネノウハウを有する民間事業者とも連携しつつ、省エネルギー診断の実施や相談窓口の開設、省エネルギー設備への入替え支援等、当該事業者の省エネルギー取組を支援する。

⑥農村振興政策との連携

農業と農村地域に導入される産業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資するため、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下「農村産業法」という。）とも連携を図る。

⑦人材育成・確保支援

地域経済牽引事業の促進に当たっては、事業者がどのような人材を求めているかを把握し、国の地域雇用開発のための施策の活用を図りながら、地域の教育機関等と連携して人材の育成に努める。

⑧道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携

物流コストの低減や人の移動の円滑化は、事業者の事業活動の効率化、関係事業者や研究機関等との有機的な連携等の観点から重要である。このため、本計画は社会資本整備を定めるものではないが、地域経済牽引事業を促進するに当たっては、広域的な視点も踏まえ、国との適切な役割分担の下、道路、港湾、空港等社会資本に関する整備計画との連携を図る。

特に、広域的地域活性化法に基づく広域的地域活性化基盤整備計画との連携を図り、生産・物流機能の強化及び観光活性化に資する基盤整備を図る。

⑨地域が一体となった事業継続計画の策定支援

様々な災害リスクに対する事業リスクを最小化すべく、企業の事業継続計画の策定に関して、関係機関と連携して支援に努める。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度～令和 5 年度（最終年度）
【制度の整備】		
①固定資産税の課税免除	運用	制度の改正を検討
②不動産取得税、県固定資産税、法人県民税、事業税の軽減措置の創設	運用	運用
③企業立地に関する各種優遇措置制度の整備	運用	制度の改正を検討
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
①胎内市保有データのオープン化	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
①相談窓口の設置	設置・運用	運用
【その他】		
①新潟県との連携	連携	連携
②事業開始後の支援継続（フォローアップ）	運用	運用
③事業承継支援	運用	運用
④技術支援等	運用	運用
⑤省エネルギー取組みの推進	運用	運用

⑥地方創生施策や農村振興施策との連携	運用	運用	
⑦人材育成・確保支援	運用	運用	
⑧道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携	連携	連携	
⑨事業継続計画の策定支援	運用	運用	

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、胎内市と県に加え、公設試や産業支援機関、商工会・商工会議所、大学、金融機関など地域の支援機関がそれぞれ連携を図りながら支援の効果を高めていく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①新潟県工業技術総合研究所

企業の技術的な課題に対する相談や試験研究機器の貸付、操作講習の実施など技術支援を行う。

企業から研究テーマを公募し、企業と共同で行う共同研究や国などの競争的資金を獲得した事業等に関する受託研究を行うとともに、企業ニーズに基づいた課題解決のための研究を実施し、企業ニーズに基づいた課題解決のための実用研究も実施する。

また、将来性の見込める有望な産業や成長分野への参入促進に向けた調査研究の実施、セミナー、研究会を通じた情報提供やコンソーシアムの構築等を行い、研究成果発表会やセミナー等の開催を通じた最新技術の情報を提供する。

さらに、起業化センター（インキュベーション施設）の整備及び提供、入居者への技術支援や相談対応等による支援を行う。

②新潟県農業総合研究所

2つの共通基盤部門、4つの研究センター及び3つの農業技術センターから成り、地域の特性を生かし、実需者ニーズをとらえた新品種育成や新食品開発の開発及び生産・加工技術等の幅広い試験研究を実施しているほか、产学研官連携による共同研究や本県の食品企業や農業者を直接支援するための民間受託研究を行っている。また、県内事業者に食品研究センターの保有する製造機械、研究備品及び試験室を貸し出す制度があり、県内食品産業の支援に資する役割を有している。

③新潟県立テクノスクール

県内4校（新潟市、上越市、三条市、魚沼市）において、学卒者等を対象に地域産業を支えるものづくり分野のほか、求職者を対象に多様な職業訓練を実施する。

また、企業立地等に合わせた訓練の実施により人材の育成・確保を支援する。

さらに、在職者を対象として、生産技術の高度化や新分野への進出、技能検定や各種国家検定試験対策などの職業訓練によりスキルアップを支援する。

④公益財団法人にいがた産業創造機構（NICO）

本県産業の活性化及び中小企業の発展を目的に、新規創業や新分野進出等の経営革新、製品開発・技術開発、付加価値向上、販路開拓、経営基盤強化、人材育成、产学連携、情報提供等の幅広い支援事業を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

新潟県環境基本条例第3条に規定する基本理念に基づき当県の優れた環境を保全し、より良いものとして将来に継承していくため、事業特性や地域の環境特性に配慮する必要がある。

企業による新規開発の際には、生活環境及び自然環境に影響を与えないよう配慮し、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法等の環境関係法令の遵守等、環境負荷の低減に向け新潟県と胎内市において連携し、企業に対して助言や指導を行っていく。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

加えて、積極的な廃棄物の減量・リサイクルの推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。また、促進区域の事業活動によって生ずる廃棄物については、新潟県と胎内市が連携し、環境の保全に配慮した対策を講じていく。

なお、環境保全上重要な地域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国立公園、自然環境保全法に規定する新潟県自然環境保全地域、自然公園法に規定する県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落であり、この地域内での事業の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

また、本計画は自然公園計画との整合を図り、新潟県との調整を行ったうえで策定したものである。さらに、国立公園において事業を実施する地域経済牽引事業計画の提出があった場合、地方環境事務所へ相談することとする。

（2）安全な住民生活の保全

本市では、「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「胎内市安全・安心な

まちづくり条例」、「胎内市暴力団排除条例」に基づき、行政並びに住民、企業及びこれらの者の組織する民間の団体による犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備、その他犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進し、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現に努めている。

当該条例の趣旨を踏まえ、地域経済牽引事業者をはじめとする様々な事業活動に当たっては、次の項目について重点的に取り組むことにより、犯罪を抑止するとともに、犯罪又は事故の発生時における警察など関係機関に対する連絡体制の構築及び捜査への協力に努め、安全で安心な住みよいまちづくりを推進していく。

- ・防犯施設の整備

- 犯罪被害防止のための防犯カメラ、照明の設置等

- ・防犯に配慮した施設の整備・管理

- 植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保や施設管理の徹底等

- ・従業員に対する防犯指導

- 法令遵守や犯罪被害の防止に関する指導等

- ・地域における防犯活動への協力

- 地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加や、これに対する必要な物品・場所の提供等の協力

- ・交通安全施設の整備

- 交通事故防止のための道路照明、カーブミラー、視線誘導標の設置等

- 交通渋滞の発生を見据えた導流帯、右折レーンの設置等

- ・不法就労の防止

- 外国人を雇用しようとする際ににおける旅券等による当該外国人の就労資格の確認等

- ・地域住民との協議

- 企業立地や事業高度化の際ににおける地域住民・自治体等への事前説明や意見聴取等

- ・警察への連絡体制の整備

- 犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制の整備等

(3) その他

① P D C A体制の整備等

新潟県及び胎内市が、地域経済牽引事業による実績を正確に把握し、その効果を検証するとともに、適切に計画を見直し、施策に反映させるため、効果の検証と事業の見直しを毎年度末に行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）